

TEL 095-825-1132  
FAX 095-827-3658  
E-mail [info@nagatakaikai.co.jp](mailto:info@nagatakaikai.co.jp)  
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

## セミナー開催のご報告

去る4月23日、弊社セミナー室にて「事業経営に生かす改正税法」と題しまして、改正税法セミナーが開催されました。当日は32名のお客様において頂き、平成26年度新たに始まる生産性向上設備投資促進税法などを中心に解説しました。今後設備投資をされる予定の方、対象となる設備を販売される方など、それぞれの立場で今回の税制を生かした自社のメリットをご検討いただけたのではないのでしょうか。

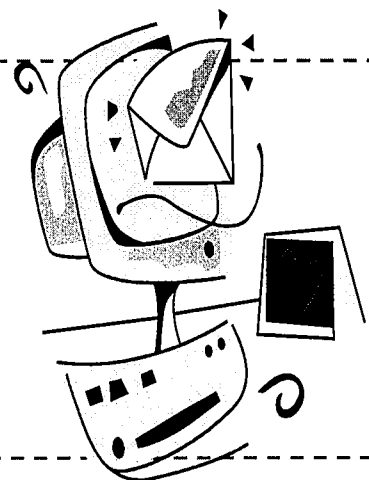


休憩なしの2時間という長丁場でしたが、皆さま熱心に受講されていました。ご参加頂いた皆様、誠にありがとうございました。

次回もより多くの皆様にご参加頂きますようお願いいたします。

## 経営に役立つメールマガジン

永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。なお、配信ご希望の方は、[mm@nagatakaikai.co.jp](mailto:mm@nagatakaikai.co.jp)宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。



# 所得拡大促進税制が利用しやすくなりました

## 1. 所得拡大促進税制とは

法人が給与等支給額を増加した場合に、その「増加額」の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）が限度）ができる制度です。

この制度が平成26年度税制改正により見直されました。

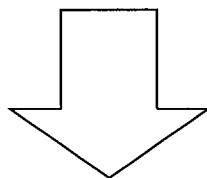
改正の内容は、主に次のとおりです。



## 2. 適用要件の見直し

### ■ 改正前

給与等支給額が、基準年度と比較して・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%以上の増加



### ■ 改正後

平成27年4月1日より前に開始する事業年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2%以上の増加

平成27年4月1日～28年3月31日までに開始する事業年度・・ 3%以上の増加

平成28年4月1日～30年3月31日までに開始する事業年度・・ 5%以上の増加

※ 他にも支給額の対象等の改正事項があります。

## 3. 適用期限の延長

この改正は、平成26年4月10日以後に終了する事業年度から適用されます。そのため、平成26年3月決算など同日前に終了する事業年度について、改正前の要件は満たさないが改正後の要件は満たす場合には、同日を含む適用年度で上乗せして税額控除を受けることができる経過措置が設けられています。

※ 詳しい内容につきましては、弊社担当者までお問い合わせください。